

米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針

平成29年8月

米子市教育委員会

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2. 米子市の小・中学校の現状	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 学校の適正規模	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
4. 学校の適正配置	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
5. 今後の取組みについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
【関係法令】	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
【資料】		
1. 米子市公共施設等総合管理計画（抜粋）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 17
2. 米子市内の各小学校区	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
3. 米子市内の各中学校区	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19

1. はじめに

日本の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成60年には、9,913万人と1億人を割り込むと見込まれています。人口減少社会が進む中で、少子高齢化が顕在化し、将来の日本を支える子どもの数の減少は、高い経済成長を基本としたこれまでの学校の在り方を見直さざるを得ない大きな要因となっています。

こうした中、文部科学省は、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模について、各自治体における主体的な検討を促進する必要があることから、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下、文部科学省手引という。）を策定しました。

本市においても、年々児童・生徒数は減少しており、学校規模における地域間の格差も顕著になりつつある中、学校の小規模化に伴う教育上の諸問題についても懸念されています。特に、児童生徒が一定規模以上の集団の中で、多様な意見に触れ、互いに認め合い、切磋琢磨することを通じ、子どもたちの資質や能力を伸ばしていくことができる教育環境を整えることは、教育の大きな課題となっています。

これらのことを踏まえ、今後の学校施設の適正規模・適正配置について米子市教育委員会としての基本方針を策定するために平成28年2月に庁内検討委員会を設置しました。

この基本方針は、平成28年3月に策定された「米子市公共施設等総合管理計画」と文部科学省手引を踏まえたうえで、本市の基本的な考え方について取りまとめたものです。

2. 米子市の小・中学校の現状

(1) 米子市立小・中学校の配置状況

平成28年5月1日現在、米子市内には23校の小学校と11校の中学校（うち1校は米子市日吉津村中学校組合立）が設置されています。



	中学校名	小学校名（左欄の中学校区ごとに表示）
1	東山中学校	啓成小学校、車尾小学校
2	福生中学校	福生東小学校、福生西小学校
3	福米中学校	福米東小学校、福米西小学校
4	湊山中学校	明道小学校、就将小学校
5	後藤ヶ丘中学校	義方小学校、住吉小学校
6	美保中学校	崎津小学校、和田小学校、大篠津小学校
7	弓ヶ浜中学校	彦名小学校、弓ヶ浜小学校
8	尚徳中学校	成実小学校、五千石小学校、尚徳小学校
9	加茂中学校	加茂小学校、河崎小学校
10	淀江中学校	淀江小学校
11	箕蚊屋中学校（組合立）	箕蚊屋小学校、伯仙小学校、（日吉津村立日吉津小学校）

(2) 通常学級の児童・生徒数、学級数

平成28年5月1日現在、本市の各小中学校における各学年の学級数と児童生徒数は以下のとおりです。

学校名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
明道小学校	2	50	2	57	2	53	2	57	2	44	2	51	12	312
義方小学校	3	78	3	76	3	83	2	67	3	92	3	86	17	482
啓成小学校	2	43	2	47	2	52	2	36	2	42	2	39	12	259
就将小学校	2	55	2	57	2	55	2	62	2	44	2	55	12	328
車尾小学校	3	85	3	82	2	69	3	93	3	87	3	90	17	506
福生東小学校	3	87	3	78	4	106	3	93	2	65	3	83	18	512
福生西小学校	2	46	2	33	2	44	1	30	2	37	2	43	11	233
福米東小学校	5	121	4	92	3	91	3	98	3	87	3	100	21	589
福米西小学校	4	101	4	103	3	89	3	94	3	89	3	104	20	580
加茂小学校	4	91	3	85	3	98	3	81	3	87	4	110	20	552
河崎小学校	1	29	2	35	1	33	1	22	1	32	2	36	8	187
住吉小学校	4	111	4	109	4	115	3	90	3	101	4	124	22	650
尚徳小学校	1	25	1	28	1	29	2	43	2	41	2	41	9	207
五千石小学校	1	29	1	20	1	30	1	17	1	28	1	19	6	143
彦名小学校	2	39	1	28	2	39	1	30	2	44	2	44	10	224
崎津小学校	1	22	1	22	1	22	1	28	1	22	1	30	6	146
大篠津小学校	1	13	1	16	1	18	1	9	1	7	1	13	6	76
和田小学校	1	15	1	9	1	12	1	18	1	21	1	13	6	88
弓ヶ浜小学校	3	75	3	72	3	97	2	56	3	95	3	74	17	469
成実小学校	1	24	1	27	1	23	1	27	1	35	1	26	6	162
箕蚊屋小学校	2	47	2	39	2	64	2	44	2	60	2	59	12	313
伯仙小学校	3	72	3	66	2	62	2	64	3	71	2	55	15	390
淀江小学校	4	93	3	71	3	96	3	84	3	77	3	81	19	502
計	55	1,351	52	1,252	49	1,380	45	1,243	49	1,308	52	1,376	302	7,910

学校名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数					学級数	生徒数		
東山中学校	5	141	4	139	5	141							14	421
福生中学校	4	101	3	103	3	85							10	289
いずみ分校	1	1	0		0	4							1	5
福米中学校	6	192	6	176	6	196							18	564
湊山中学校	3	91	3	96	4	106							10	293
後藤ヶ丘中学校	7	200	6	181	7	211							20	592
美保中学校	3	68	3	81	3	85							9	234
弓ヶ浜中学校	4	107	4	122	4	127							12	356
尚徳中学校	3	97	3	99	3	99							9	295
加茂中学校	4	115	4	121	4	128							12	364
淀江中学校	3	83	3	82	2	67							8	232
計	43	1,196	39	1,200	41	1,249							123	3,645
箕蚊屋中学校	6	176	5	151	5	168							16	495

(※児童生徒数は通常学級のみ表示している。)

(3) 通常学級の児童・生徒数、学級数の推移

全国的に少子化が進む中で、本市においても15歳未満の人口は、年々減少傾向にあります。平成17年度の22,463人に比べ、平成28年度には20,556人となり約1,900人減少しています。(図1)

小学校の児童数は、平成17年度(旧淀江町を含む)の8,849人に対し、平成28年度には7,910人(89.4%)まで減少しています。

また、中学校の生徒数は、平成17年度(旧淀江町を含む)の3,926人に対し、平成28年度には3,645人(92.8%)に減少しています。

小学校と中学校を合わせた児童生徒数の合計数では平成17年度の12,775人に対し、平成28年度には11,555人(90.5%)の減少となっています。(図2)

学級数については、平成24年度に鳥取県の学級編成基準の変更がありましたが、平成17年度に通常学級で443学級に対し、平成28年度には、425学級となり18学級の減少となっています。特別支援学級数については、通常学級とは逆に増加傾向にあります。(図3)

図1 15歳未満人口推移 (H17~H28 4月1日現在住民基本台帳登録者数)

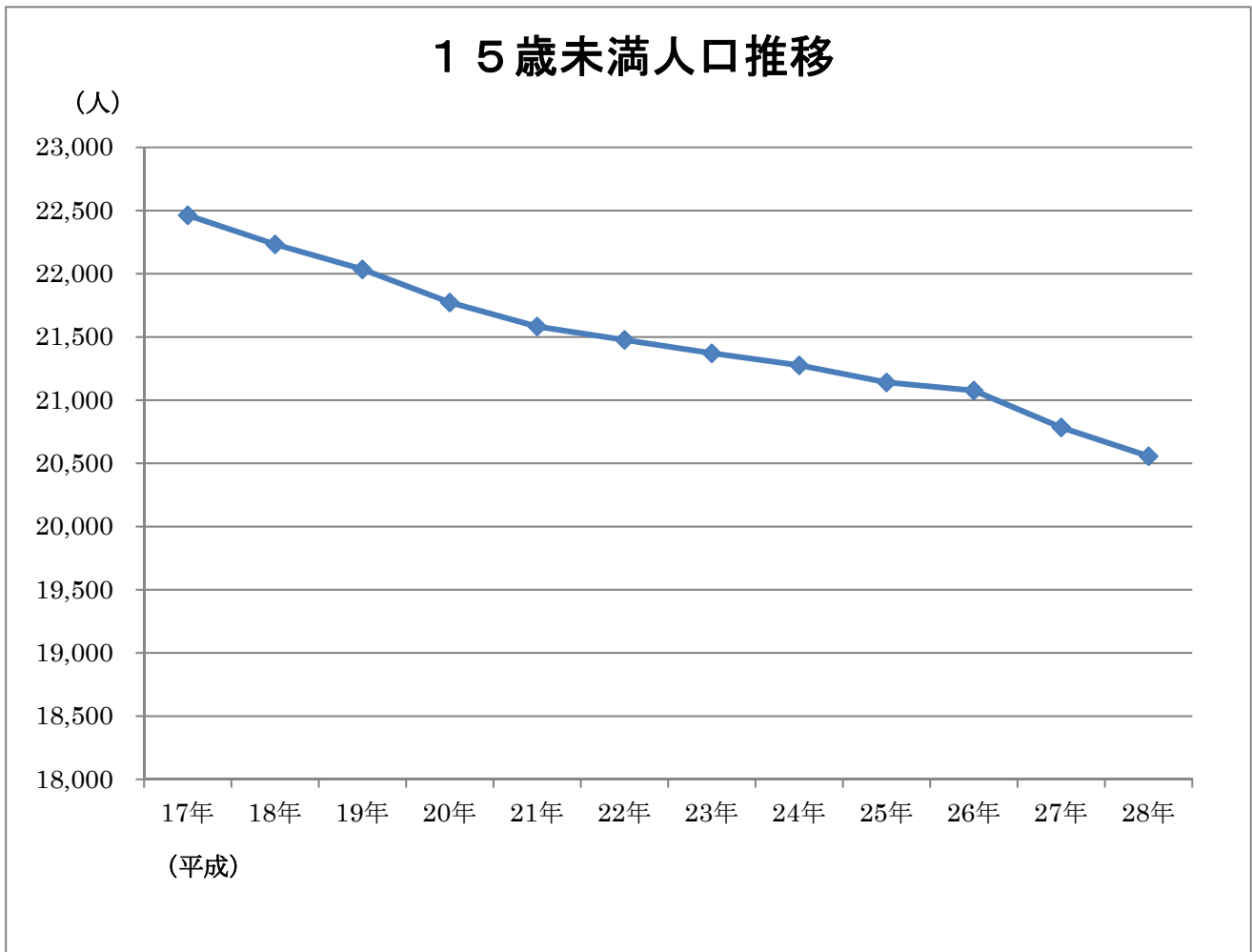


図2 児童・生徒数の推移（H17～H28 学校基本調査数値）

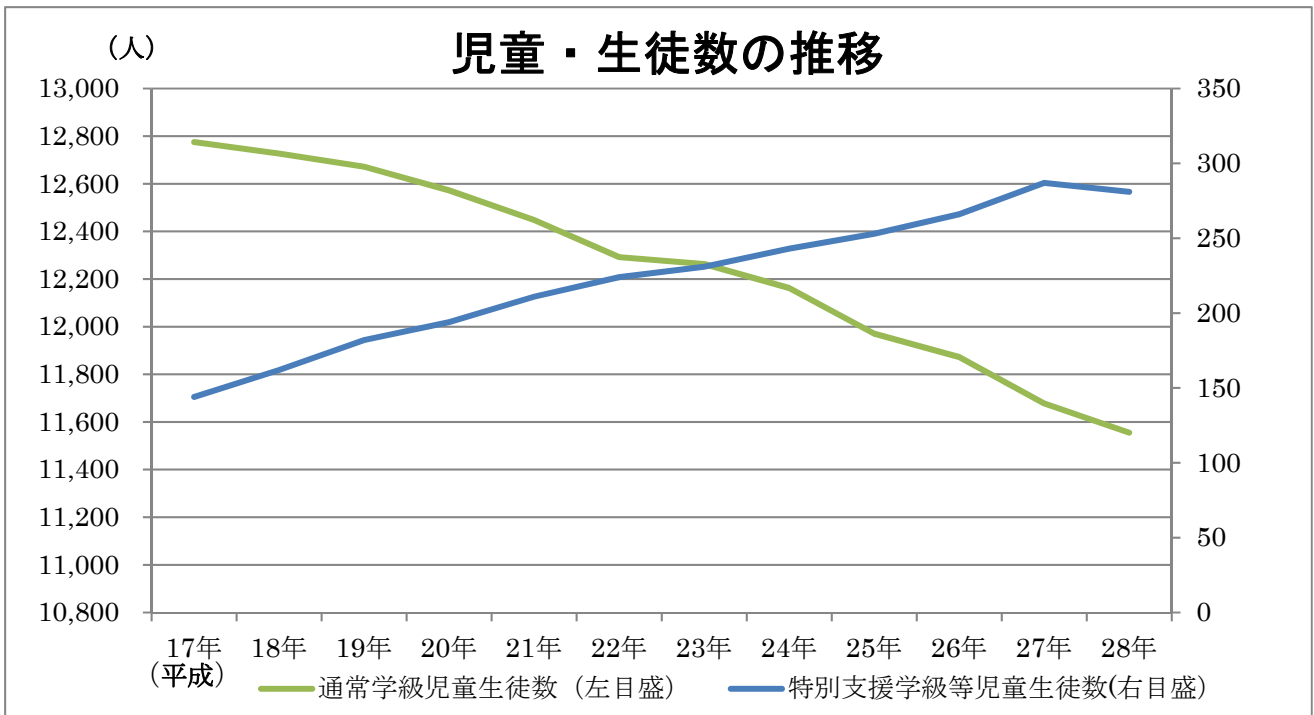
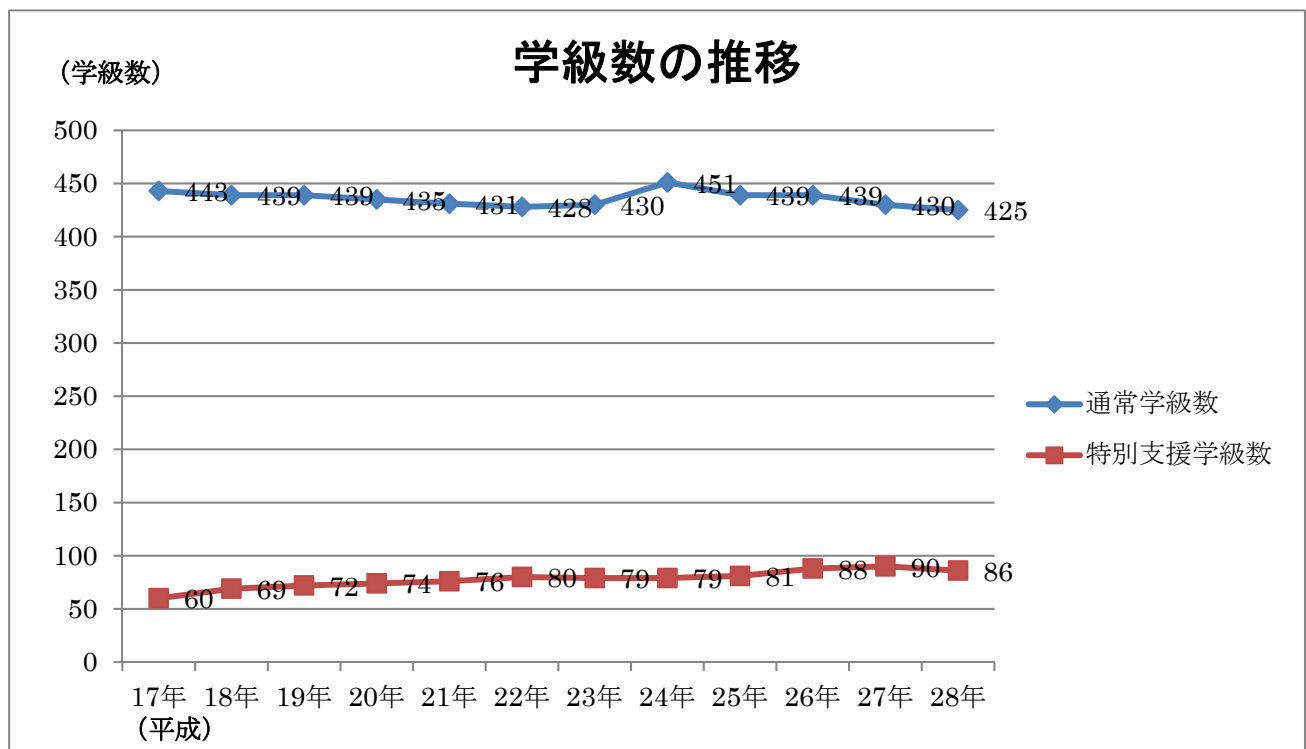


図3 学級数の推移



注1) 特別支援学級数には、米子市立特別支援学校の学級数を含む

注2) 学級編制基準は、

H17～H23は、小1、2年生は30人、中1年生は33人、それ以外は40人学級

H24～H28は、小1、2年生は30人、中1年生は33人、それ以外は35人学級

(4) 学校規模等に関する現行制度

① 学級編制

学級編制については、国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に定める数を標準として、鳥取県の教育委員会が基準を定めています。国の1学級の児童生徒数の標準は、小学校1年生は35人、それ以外は40人ですが、鳥取県の学級編制基準では、同学年の児童生徒で編制する1学級の人数について、小学校の1年生と2年生は30人、中学校1年生は33人、その他の学年は35人として少人数学級を実施し、学級編制の弾力化を行っています。

(鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準参照)

② 学校規模

小学校の規模については、「学校教育法施行規則」第41条において、小学校の学級数は「12学級以上18学級以下を標準とする」と定められており、中学校では、同規則第79条において、同様に「12学級以上18学級以下を標準とする」ことが定められていますが、「地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。」と弾力的な取り扱いが可能とされています。

米子市の学級規模による状況は以下のとおりです。

学校規模 (学級数)	小学校	中学校
22学級	住吉小(650)	
21学級	福米東小(589)	
20学級	福米西小(580) 加茂小(552)	後藤ヶ丘中(592)
19学級	淀江小(502)	
18学級	福生東小(506)	福米中(564)
17学級	車尾小(506) 義方小(482) 弓ヶ浜小(469)	
16学級		組合立箕蚊屋中(495)
15学級	伯仙小(390)	
14学級		東山中(421)
13学級		
12学級	箕蚊屋小(390) 就将小(328) 明道小(312) 啓成小(259)	加茂中(364) 弓ヶ浜中(356)
11学級	福生西小(233)	
10学級	彦名小(224)	湊山中(293) 福生中(289)
9学級	尚徳小(207)	尚徳中(295) 美保中(234)
8学級	河崎小(187)	淀江中(232)
7学級		
6学級	成実小(162) 崎津小(146) 五千石小(143) 和田小(88) 大篠津小(76)	

*平成28年5月1日現在

*学級数は通常学級数(特別支援学級を含まず)

* () は通常学級の児童生徒数

③ 通学区域

従来、国においては、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として公立小・中学校の通学距離を、小学校でおおむね4 km 以内、中学校ではおおむね6 km 以内と定めています。このことから通学区域については、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的な取扱いとなっていました。しかし、各市町村の通学路の安全確保の状況や地理的条件等により多様な交通機関の活用事例などから4 km、6 km に収まらない統合を伴う施設整備も教育効果等を考慮して適当と認める場合には、同様に国庫負担の対象としています。また、通学時間については、通学距離のように基準はありませんが、国の調査では、交通機関を利用した場合でもその9割以上が1時間以内となっているとしています。

これらを踏まえ、文部科学省手引の中では、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内、通学時間については「おおむね1時間以内」を一応の目安としたうえで、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要があるとしています。

米子市においては、学校からの直線距離は、小学校では淀江小学校区を除き、概ね半径4 km 以内、中学校においては、概ね半径5 km 以内に位置しています。

(資料 P18, 19 参照)

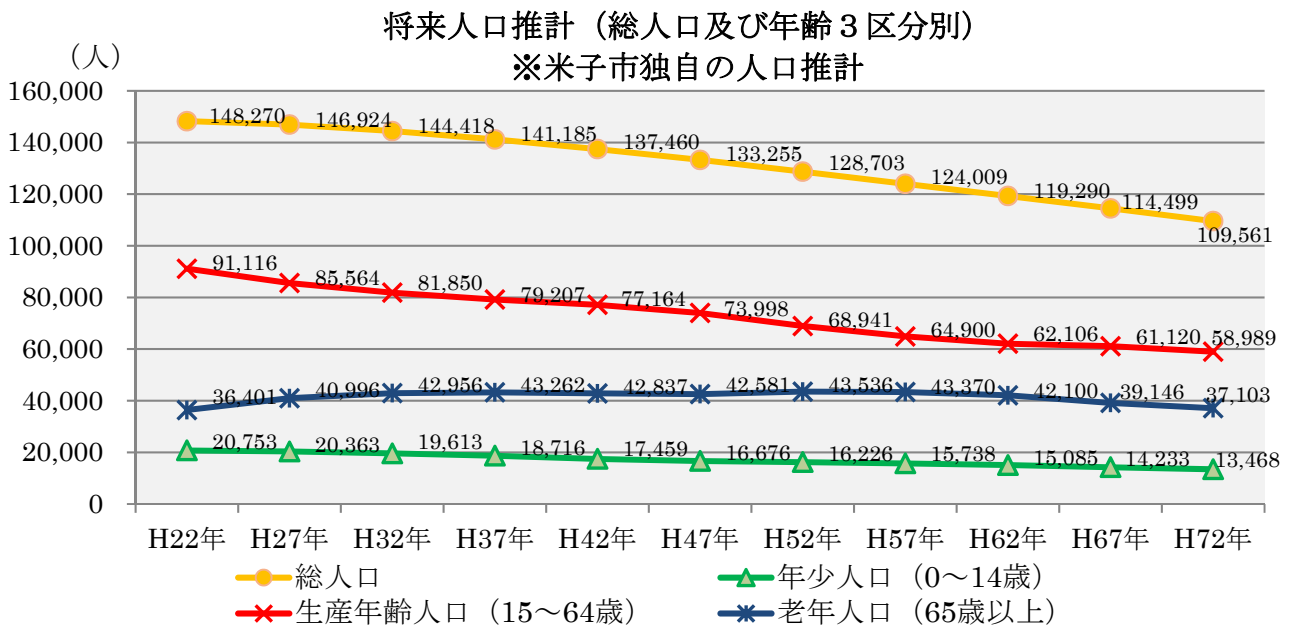
平成28年4月現在、通学費の補助として淀江小学校及び淀江中学校区において一部区域から通学する場合に通学費を補助しています。

注) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

(5) 児童生徒数の将来推計について

米子市の人口推移と将来の人口推計については、平成27年10月に策定された「米子がいな創生総合戦略」の中で、14歳以下の年少人口は、平成22年の20,753人に対し、25年後の平成47年には、17,459人となり、平成22年と比較して約84%に減少となり、50年後の平成72年には、13,468人となり平成22年と比較して約65%に減少となる推計をしています。今後、地方創生に取り組むことによる政策効果により人口減少の緩和が期待されますが、学校施設の適正配置・適正規模のあり方については、今後の人口動態を注視しつつ、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に対応した教育環境の見直しを検討すべきと考えます。

図4 米子市の人口推移と将来の人口推計（地方創生推進課作成）



3. 学校の適正規模

(1) 文部科学省による望ましい学級数の考え方

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では次のように記述されています。

小学校	<p>複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級）であることが必要。</p> <p>全クラスでクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。</p>
中学校	<p>全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編制を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要。</p> <p>免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。</p>

(2) 小規模校におけるメリット・デメリット

学級数が標準規模以下である小規模校におけるメリット・デメリットについて、本市において、平成27年11月に6学級の小規模校へヒアリングを行い、下記のような意見がありました。文部科学省手引きにおいても、同様なメリットとデメリットがあることが記載されています。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される ⑤ 男女比の偏りが生じやすい ⑥ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる ⑦ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる ⑧ 班活動やグループ分けに制約が生じる ⑨ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる ⑩ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる ⑪ 児童生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける ⑫ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる ⑬ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

このように小規模校には、様々なメリット・デメリットがあり、一概に小規模校であることだけを理由に学校統合を選択することは適当だとは考えられません。あくまで教育活動の充実の観点を中心として、学級数が少ないことによる教育上のデメリットの課題を様々な観点から検証し、地域コミュニティの核としての学校機能の観点も加えて、地域ごと個別に学校統合の適否を検討する必要があります。

特に複式学級においては、

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

なども課題が生じ得ることが指摘されています。

また、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があります。以下のような小規模校のメリットを生かした取組例が考えられます。

- ① ICT（例：電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC、デジタル教材等）を効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障する
- ② 個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する
- ③ 少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動（例：外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導）において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底する
- ④ 技能の向上の観点から、ICTを活用して運動のフォームや実習の作業等を動画撮影し、効果的な振り返りに活用する
- ⑤ 総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる
- ⑥ 少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる
- ⑦ 児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的に全ての児童生徒に全ての役職を経験させる
- ⑧ 隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を年間を通じて計画的に実施する
- ⑨ 教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる

- ⑩ 小中一貫教育の導入により、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する
- ⑪ 上級生がリーダー役となった異学年集団での協働学習や体験学習を年間を通じて計画的に実施する
- ⑫ 山村留学・漁村留学(※1)、いわゆる小規模特認校制度(※2)の導入等により、児童生徒数や多様性を確保する
- ⑬ TV会議システムやオンライン会議システム等のICTを活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施する
- ⑭ 教室で不足する多様な意見を収集させる観点から、タブレットPC等を全員に整備し、他校の児童生徒との情報交換に活用する
- ⑮ 他地域の学校や、本校・分校間で学校間ネットワークを構築し、スクールバス等を活用し定期的に互いの学校を訪問して合同授業や合同行事を行う
- ⑯ 幼稚園、保育所や児童館などの児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等と小・中学校施設とを複合化することにより、異年齢交流の機会を増やす
- ⑰ コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会を確保すること
- ⑱ 多様な意見に触れさせるために、保護者や地域住民の参画を得て、国語や総合的な学習の時間等でパネルディスカッション等を実施する
- ⑲ 放課後や土曜日等も活用しつつ、学校教育と連動した社会教育プログラムや職場体験活動を計画し、年間を通じて実施する
- ⑳ 発達段階に応じて集団生活や自治的活動を十分に経験させる（例：短期間の交換ホームステイ、1週間程度の通学合宿、寄宿舎等の宿泊施設を活用した1か月程度の教育活動等）
- ㉑ 社会教育活動の一環として、都会の子供たちのサマーキャンプやウィンターキャンプのような取組に地元の子供たちを参加させることにより、異なる環境で育った子供たちとの交流の場を確保する。

注釈

(※1) 山村留学・漁村留学… 自然豊かな農山漁村に、小中学生が一年間単位で移り住み、地元小中学校に通いながら、様々な体験を積む活動。

(※2) 小規模特認校…………… 複式学級解消のために、他の通学区域に住んでいても、入学、転学できると市町村教育委員会が定めた小規模学校。文部科学省が学校間格差やいじめ、過疎地問題などを受けて導入した「学校選択制」の適用事例の一つ。

(3) 米子市における学校の適正規模

学校の適正規模の基本的な考え方について以下のとおりとします。

- ◆小学校・・・小学校においては、鳥取県学級編制基準に基づいた1学年1学級以上（6学級以上）であることを必要とします。その中で、クラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）が望ましいと考えます。なお、統合を考える場合においては、12学級以上24学級以下を目安とします。
- ◆中学校・・・中学校においては、鳥取県学級編制基準に基づいた1学年2学級以上（6学級以上）であることを必要とします。教科担任制となるため、教員配置の面から主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる9学級以上が望ましいと考えます。なお、統合を考える場合においては、9学級以上18学級以下を目安とします。

4. 学校の適正配置

検討委員会では、適正配置の基本的な考え方について、通学距離や生活圏への配慮といった視点から次のように検討しました。

(1) 通学距離についての考え方

前述したように、国の示す基準は、「小学校にあっては、おおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内」とされ、本市の小・中学校も一部を除き、この基準を満たしており、一部区域の遠距離からの通学に対しては、巡回バスや定期バスを利用し、その交通費について支援しています。

今後、統合等により校区を考えるにあたっては、国の示す基準を目安として、児童生徒の学校生活における様々な活動に影響を与えないように、距離だけではなく、交通の便や、通学の安全性等を十分に考慮し、地理的な条件などへの配慮が必要であると共に通学距離が遠距離になるときは、通学手段などの支援策の検討が必要です。

(2) 地域における学校の配置

学校の配置は、通学距離や、生活圏の中心がどの辺りにあるのか、地域の文化活動がどのような場所で行われているかなど、様々な実情を勘案して均衡が図られることが望ましいと考えます。

(3) 米子市における学校の適正配置の基本的な考え方

以上の観点から、現在の学校の配置を基に検討し、今後、「米子市公共施設総合管理計画」に基づく個別施設計画の中で、各地区の状況を十分に考慮しながら適正配置を進

めることとします。

5. 今後の取組みについて

(1) 適正規模・適正配置の進め方

小学校については、将来的な児童数の減少を見据え、学級数が12学級未満である学校について検討の対象となりますが、特に複式学級となる可能性が高い学級数が6学級の小規模校について、優先的に検討する必要があります。小学校の統廃合を検討するにあたっては、個別の学校ごとに検討するのではなく、中学校区を基本的な単位として総合的に検討をする必要があります。

また、統廃合を検討するにあたっては、1学年2学級以上（12学級）となるよう考慮します。

中学校については、全ての学校においてクラス替えの可能な1学年2学級以上（6学級以上）を満たしており、統廃合については、喫緊の課題ではありませんが小学校の適正規模・適正配置を検討する中で必要に応じ検討することとします。

(2) 学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項

① 学校と地域への配慮

適正規模・適正配置を検討する場合は、地域コミュニティとの関係にも視点を置くことが重要であり、自治会組織をはじめとする様々な団体組織や地域活動があり、学校がコミュニティ形成の中心施設としての役割を果たしてきた経緯を考慮し、十分な協議、調整を図ることが必要です。

② 通学手段の確保

学校区の拡大等に伴い、通学距離が遠距離となる場合は、今までどおり、通学の安全の確保の観点から公共交通機関やスクールバス等、通学手段の確保や通学支援策の検討が必要です。

③ 公共施設等総合管理計画との整合性

以上のことを踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置については、平成28年3月に策定された「米子市公共施設等総合管理計画」及び今後、検討される学校施設個別施設計画に基づき、関係部局と連携し総合的な検討を行うこととします。

関 係 法 令 (抜粋)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

○鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第14条の規定により、鳥取県公立小・中・特別支援学校の学級編制基準を次のとおり定める。

1 学級編制基準

学校の種類	学級編制の区分		1学級の児童・生徒数	
小学校	単式学級	第1、2学年	30人	
		第3～6学年	35人	
	複式学級	ア 第1学年の児童を含む複式学級	① 飛び複式でない学級	複式学級は設置しない
			② 飛び複式学級	
		イ 第1学年の児童を含まない複式学級	③ 飛び複式でない学級	15人
			④ 飛び複式学級	複式学級は設置しない
特別支援学級			7人	
中学校	単式学級	第1学年	33人	
		第2～3学年	35人	
	複式学級		8人	
	特別支援学級		7人	
特別支援学校	小・中学部	単一障がい学級	6人	
		重複障がい学級	3人	
	高等部	単一障がい学級	8人	
		重複障がい学級	3人	

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第百七十七条において準用する第百七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に

規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項)」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第四条 法第三条第一項第四号 の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

米子市公共施設等総合管理計画（抜粋）

② 学校教育系施設

ア 学校

主な対象施設	小学校、中学校、養護学校
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の市立学校数は、小学校が23か所、中学校が11か所、養護学校が1か所です。（米子市日吉津村中学校組合立の箕蚊屋中学校を含みます。） ○ 築30年以上を経過する学校が多く、施設の老朽化が進行しています。 ○ 旧耐震基準の学校については、平成28年度末までに全ての耐震改修工事が完了する予定です。 ○ 少子化の進行に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあり、学校の適正規模・適正配置の検討が必要です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設については、計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化及びLCC(※1)の縮減を推進します。 ○ また、適正な教育環境の整備に向け、文部科学省が平成27年に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、児童・生徒数の推移及び施設の老朽度等を総合的に検証し、学校の適正規模・適正配置の検討を行います

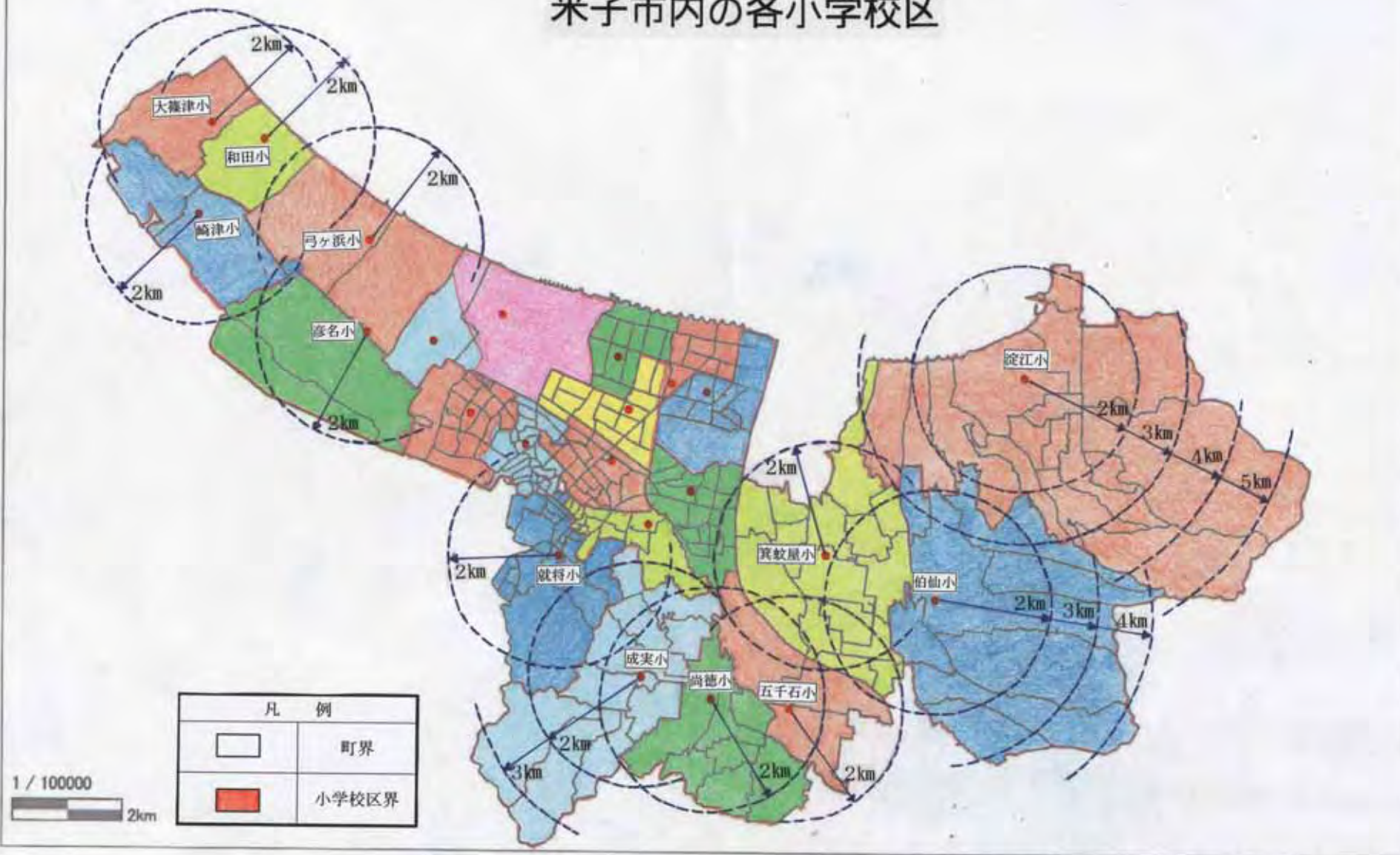
イ その他教育施設

主な対象施設	学校給食センター、弓ヶ浜共同調理場、尚徳共同調理場、淀江共同調理場
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から学校給食調理業務の民間委託を実施しています。 ○ 平成27年度からは中学校給食の全校実施を開始しました。 ○ 中学校給食の全校実施に伴い給食調理施設を再編し、単独調理場を廃止しました。 ○ 少子化の進行に伴い、給食人員が減少傾向にあることから、引き続き、調理施設の再編についての検討が必要です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設とも、計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化及びLCCの縮減を推進します。 ○ 給食人員の推移、施設の老朽度及び給食に係るコスト等を総合的に検証した上で、調理施設の再編を検討します。

注釈

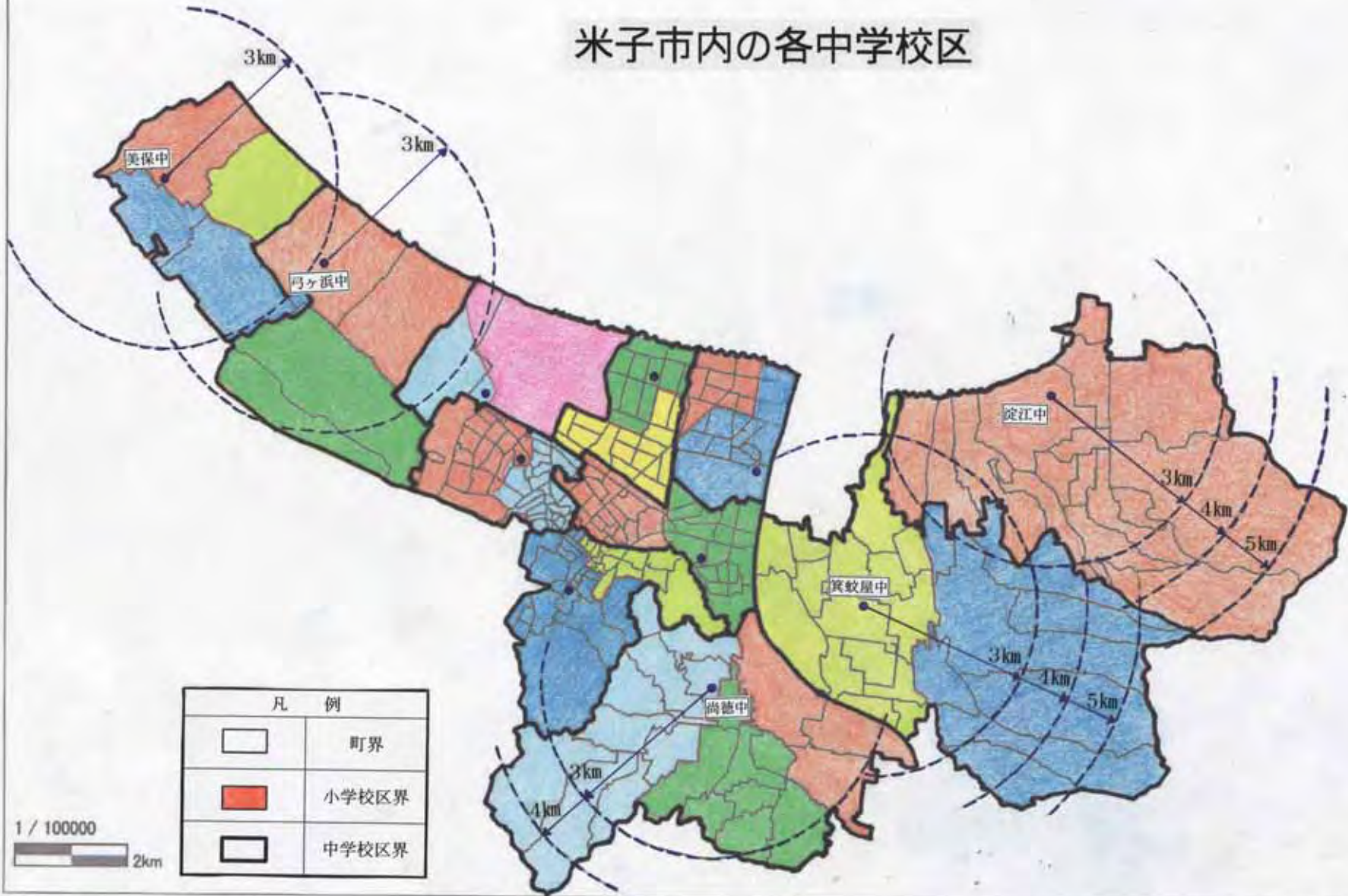
(※1) LCC …… ライフサイクルコスト (life cycle cost)
 製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

米子市内の各小学校区



この測量成果は、国土院の測量及び航空写真を利用し、測量成果を使用して得たものである(国測院発) 平17 中公 第253号)
 住宅地図データは、株式会社ゼンリンの著作権の対象となります。(承認番号: 2011003043)

米子市内の各中学校区



この測量成果は、国土院測量長の承認及び調査を経て測量所長の測量成果を基として得たものである(測量番号) 平17 中公 第280号
 住宅地図データは、株式会社ゼンリンの著作権の対象となります。(承認番号) 2211003043